

令和7年 政治資金収支報告書の作成 及び提出について

山形県選挙管理員会 置賜地方事務局

1 使用する資料一覧

- ①政治資金収支報告書の作成及び提出について
- ②政治団体の手引き
- ③収支報告書様式
- ④収支報告書（令和7年分）の提出様式
- ⑤収支報告書チェックシート
- ⑥収支報告書のチェックポイント

いずれも、山形県ホームページから
ダウンロードできます

2 収支報告書の受付について

会場	受付日時	場所
米 沢	令和8年1月5日（月）～ 3月31日（火）（平日のみ） 8:30～12:00、13:00～17:15 (国会議員関係団体は同年6月1日 (月)まで)	置賜総合支庁本庁舎 (米沢市金池7丁目1-50) 2階 総務課
長 井	令和8年2月19日（木） 10:00～12:00、13:00～15:00	置賜総合支庁西置賜地域振興局 (長井市高野町2丁目3-1) 2階 201会議室

3 収支報告書の概要について

③収支報告書様式

ホームページには

- PDF版
- Excel版 を掲載しています。

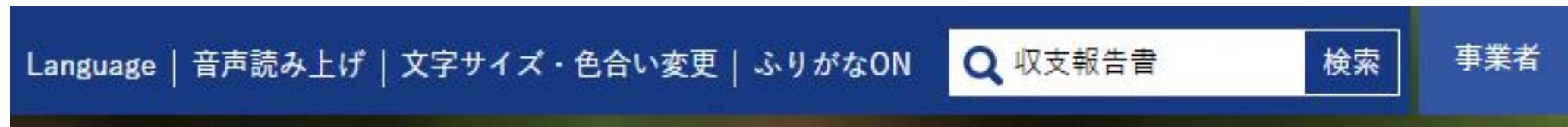
令和7年12月から、一部新しい様式になっています！

収 支 報 告 書		令 和 年 分 (令和 年 月 日開催分)										
<p>(ふりがな)</p> <p>1 政治団体の名称 _____</p> <p>2 主たる事務所の所在地 _____</p> <p>3 代表者の氏名 _____</p> <p>4 会計責任者の氏名 _____</p> <p>事務担当者の氏名 _____</p> <p>(電話) _____</p>												
<p>政治団体の区分</p> <p><input type="checkbox"/> 政 党 _____ <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 18 案 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体 <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 _____ <input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 _____ <input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部</p> <p>活動区域の区分</p> <p><input type="checkbox"/> 2 以上 の 都 道 府 県 の 区 域 等 _____ <input type="checkbox"/> 同 一 の 都 道 府 県 の 区 域 内</p> <p>資金管理団体の指定の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有 _____ <input type="checkbox"/> 無 _____</p> <p>公職の種類</p> <p>区 分 <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者 等</p> <p>資 金 管 理 团 体 の 届 出 を し た 者 の 氏 名 _____</p> <p>国会議員関係政治団体の区分</p> <p><input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 19 案 の 1 第 1 項 1 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 团 体 _____ <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 19 案 の 1 第 1 項 2 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 团 体 _____</p> <p>公職の候補者 氏名 _____</p> <p>公職の種類</p> <p>区 分 <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者 等</p> <p>資金管理団体の指定の期間</p> <p>国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間</p>												
<p>注意事項</p>	<p>その 1</p>	<p>その 2</p>	<p>その 3</p>	<p>その 4</p>	<p>その 5</p>	<p>その 6</p>	<p>その 7</p>	<p>その 8</p>	<p>その 9</p>	<p>その 10</p>	<p>その 11</p>	<p>その 12</p>

3 収支報告書の概要について

③収支報告書様式

ダウンロード：山形県ホームページから「収支報告書」で検索 



3 収支報告書の概要について

④ 収支報告書（令和7年分）の提出様式

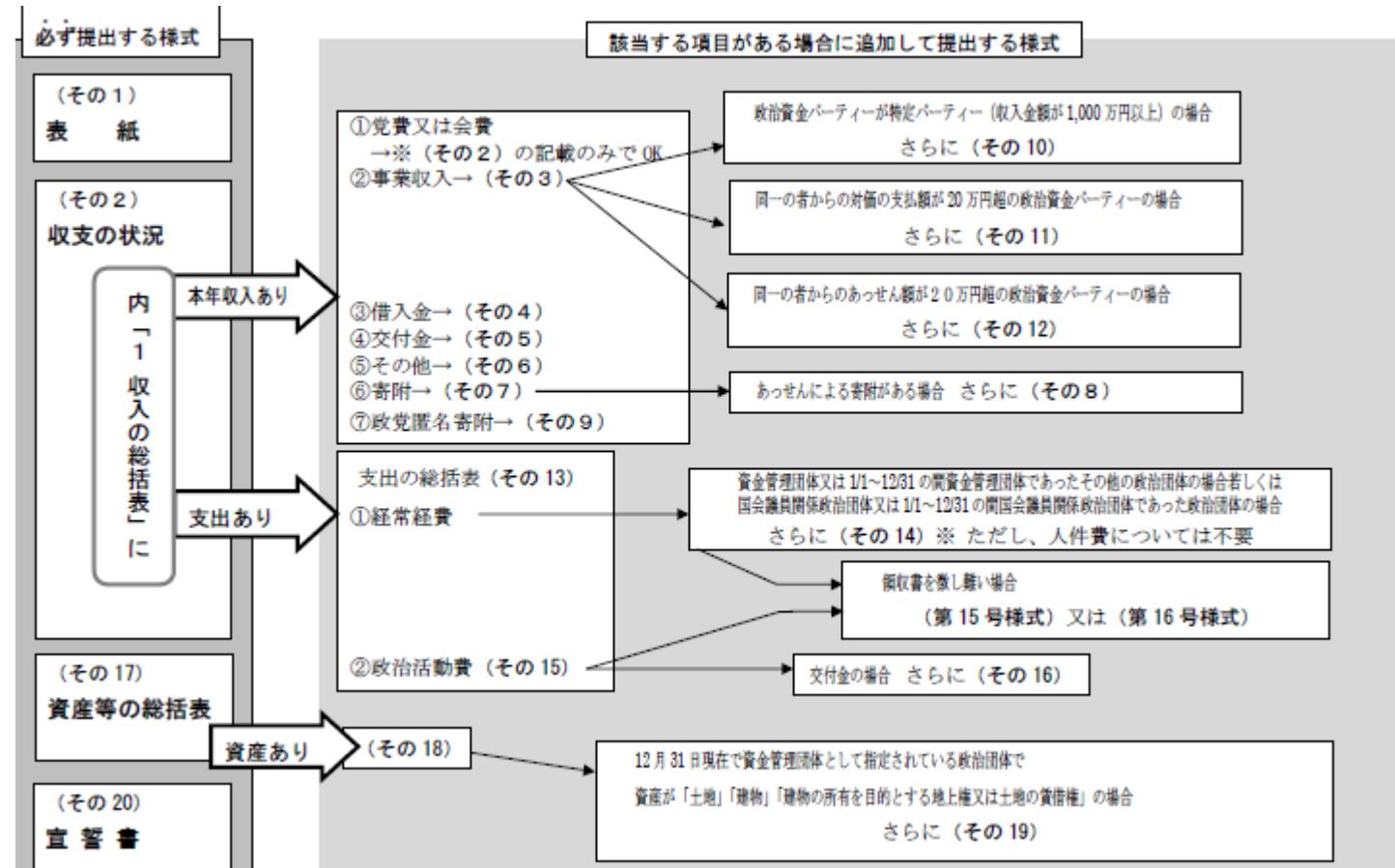
収支が0円でも必ず提出！

（その1）

（その2）

（その17）

（その20）



3 収支報告書の概要について

⑤収支報告書チェックシート

計算が合っているか？

必要な様式は揃っているか？

提出前に確認を！

収支報告書チェックシート（令和5年分）（政治団体用）		
(様式) その	確認箇所	チェック
1	政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名、会計責任者氏名は届出と一致するか。	
	政治団体の名称のふりがな、事務担当者の氏名・電話番号は記載されているか。	
	「令和〇年〇月〇日開催分」に日付は入っていないか。（政治団体の収支報告書には不要）	
	政治団体の区分は正しいか。（政党の支部・その他の政治団体・その他の政治団体の支部）	
	活動区域の区分は正しいか。（県選管届出…同一の都道府県の区域内、総務大臣届出…2以上の都道府県の区域等）	
	資金管理団体の指定の有無及び資金管理団体の指定をした者の氏名の記入漏れはないか。	
	公職の種類は正しいか。区分の記入漏れはないか。	
	資金管理団体の指定の期間は合っているか。（年間を通じて資金管理団体の場合、記載不要）	
	国会議員関係政治団体の場合は国会議員関係政治団体の区分及び公職の候補者の氏名の記入漏れはないか。	
	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間は合っているか。（年間を通じて国会議員関係政治団体の場合、記載不要）	

3 収支報告書の概要について

⑥収支報告書の チェックポイント

収支報告書様式に沿った形で
注意するポイントを記載して
います！

(その1)

収 支 報 告 書

報告年を記入する。
(令和 年 月 日開催分)

（ふりがな） →記入漏れに注意

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

事務担当者の氏名

（電話） 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇（市外局番から）

※実際に報告書を作成した者の氏名

※携帯電話番号が記入されている場合、
公開されることに留意。

受付印

いずれかにチェック

政治団体の区分

（令和 年 月 日開催分）

政治団体は記入不要

□ 政党の支部

□ 政治資金団体

□ その他の政治団体

□ その他の政治団体の支部

いずれかにチェック。「2以上」の場合、総務大臣所管政治団体。

活動区域の区分

□ 2以上の都道府県の区域等

□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

□ 有 どちらかにチェック

□ 無

公職の種類

衆議院議員 山形県第〇区選挙区

区分

□ 現職 □ 候補者等

資金管理団体の届出をした者の氏名

OO OO

国会議員関係政治団体の区分

□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

OO OO

公職の種類

衆議院議員

区分

□ 現職 □ 候補者等

「現職」「候補者等」のどちらかにチェック。

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

該当すれば
チェック

該当する場合に
記入する。

前年の1月1日から12月31日の途中で指定・適用・取消があった団体のみ記入する。

3 収支報告書の概要について

②政治団体の手引き
28ページ～

問7 政治団体の会計経理はどのように行えばよいのですか。

(答)

1 概要

政治団体の会計経理について会計責任者は、会計帳簿（「収入簿」、「支出簿」及び「運用簿」をいいます。）を備え、政治団体の全ての収入、支出及び金銭の運用に関する事項等、次に掲げる事項を記載しなければなりません（法第9条第1項）。

(1) 収入（収入簿）

① 個人が負担する党費又は会費

ア 件数

イ 金額

ウ 納入年月日

3 会計経理上のその他の留意点

(1) 政治資金の運用の規正（法第8条の3）

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならないものとされています。

ア 銀行その他の金融機関への預金又は貯金

イ 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

ウ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

(2) 会計責任者に対する明細書の提出（法第10条）

ア 政治団体のために寄附を受け、又は支出をした場合の明細書

政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から7日以内に、寄附をした者の氏名・住所・職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称・主たる事務所の所在

(3) 領収書等の徴収（法第11条、法第19条の9）

ア 会計責任者又は代表者若しくは会計責任者と意思を通じて団体のために支出をした者は、**1件5万円以上の全ての支出**（国会議員関係政治団体にあっては、1件1円以上の全ての支出）について、**支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書**その他の支出を証すべき書面を徴さなければいけません。ただし、これを徴し難い事情があるとき（銀行振込、口座振替等）は、この限りではありません。

イ 代表者又は会計責任者と意志を通じて団体のために1件5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、1件1円以上の支出）をしたものは、領収書等（振込みの方法により支出したときには、金融機関が作成した振込みの明細書であって、金額及び年月日を記載したもの（振込明細書））を直ちに会計責任者に送付しなければなりません。

(5) 会計帳簿等の保存（法第16条）

会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、収支報告書が公表された日から3年間保存しなければなりません。

また、上場・外資50%超会社（P45の4(3)参照）から寄附を受けた場合には、当該会社からの上場・外資50%超である旨の通知文書についても収支報告書が公表された日から3年間保存しなければなりません。

問9 政治団体の収支報告書の作成と提出について説明してください。

(答)

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年における収入、支出その他の事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内（1月1日から3月31日までの間。ただし、その間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、4月以内（1月1日から4月30日までの間）。）に、提出しなければなりません（法第12条）。

なお、国会議員関係政治団体の会計責任者については、政治資金監査を受けなければいけない関係上、毎年12月31日現在で、その年における収入、支出その他の事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（1月1日から5月31日までの間。ただし、その間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、6月以内（1月1日から6月30日までの間）。）に、提出しなければなりません（法第19条の10）。

また、特定パーティー開催団体の代表者と会計責任者は、当該パーティーの収入及び支出について記載した収支報告書を、当該パーティーの終了した日から3月以内に提出しなければなりません（法第12条第1項、第18条の2第2項）。提出先は、政治団体の設立届の場合と同様です（問2参照）。

なお、この収支報告書を2年連続して（特定パーティー開催団体にあっては、期限までに）提出しなかった政治団体は、提出期限を経過した日以後は、設立の届出をしていないものとみなされ、政治活動のために寄附又は対価の支払いを受け、又は支出をすることが禁止されます（「法第17条第2項適用団体」法第17条2項、第18条の2第2項、問2参照）。

1 収支報告書に記載する事項

収支報告書には、その年（特定パーティー開催団体にあっては当該パーティー）における全ての収入、支出等について、次に掲げる事項を記載しなければなりません（法第12条、第18条の2第2項）。

- (1) 収入及び支出の総額
- (2) 次の項目ごとの金額
ア 収入

5 収支報告書提出遅延等の罪（法第 25 条関係）

収支報告書の提出遅延等の罪に係る罰則については、次のとおりです。

種類	内容	罰則
収支報告書の未提出	法第 12 条又は第 17 条の規定に違反して収支報告書又は添付書類（領収書の写し等）の提出をしなかった者	5 年以下の拘禁刑 又は 100 万円以下の罰金
政治資金監査報告書の未提出 (国会議員関係政治団体のみ)	法第 19 条の 14 の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者	
収支報告書への未記載	法第 12 条、第 17 条、第 18 条第 4 項又は第 19 条の 5 の規定に違反して収支報告書又は添付書類（領収書の写し等）に記載すべき事項の記載をしなかった者	
収支報告書への虚偽記載	収支報告書又は添付書類（領収書の写し等）に虚偽の記入をした者	
選任及び監督義務違反	上記（第 17 条の規定に係る違反の場合を除く。）において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったとき	50 万円以下の罰金

4 政治資金オンラインシステムについて

書面での利用申請、マイナンバーカードでの利用申請が可能

書面申請の場合、置賜地方事務局へ持参もしくは郵送します

(ただし、収支報告書の提出に関して申請できるのは

会計責任者の方のみですので、ご注意ください)

政治資金収支報告書、各種届出を
インターネット上でいつでも簡単に
提出できます。

ご利用開始までの流れ >

オンラインで利用申請 >

書面で利用申請 >

国會議員関係政治団体は収支報告書のオンライン提出に努める義務があります。
(政治資金規正法第19条の15の規定)

トップページ

はじめての方へ

収支報告書等
作成ソフト

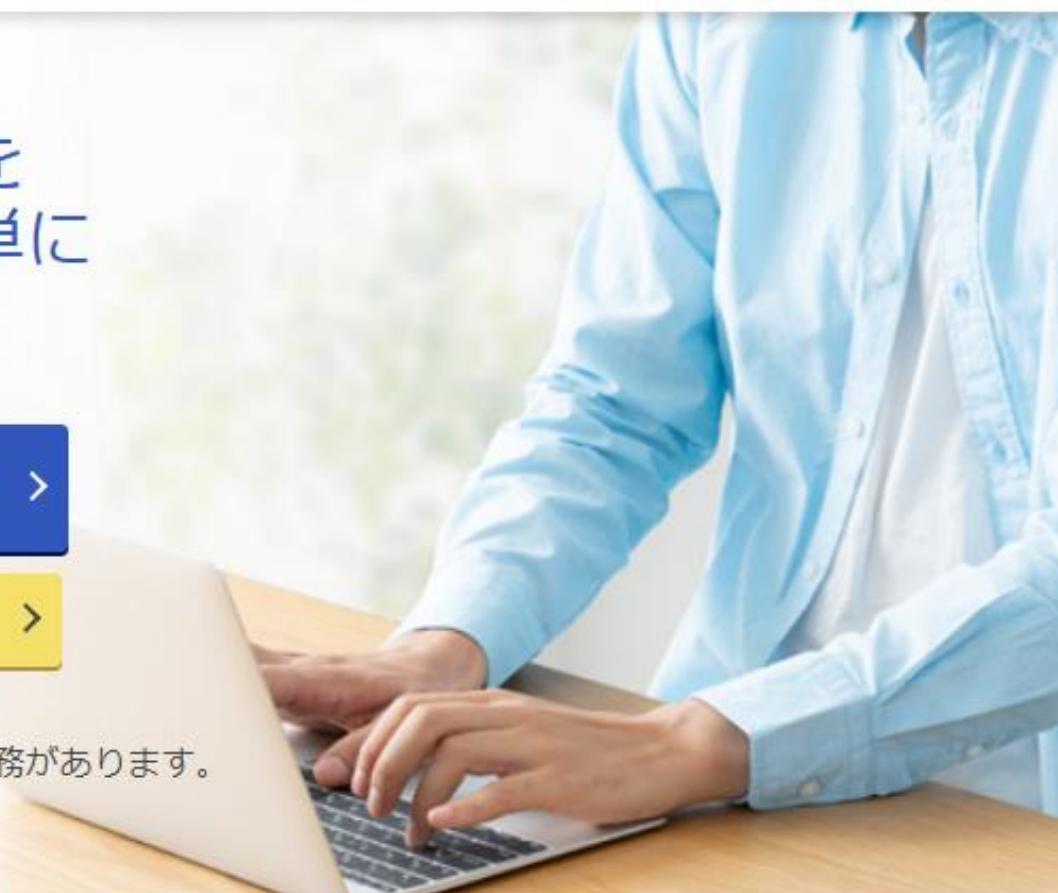
電子署名

お知らせ

よくある質問

オンラインシステム
操作マニュアル

ご利用動画



4 政治資金オンラインシステムについて

オンラインシステムの利用申請を行わなくても、収支報告書作成ソフトを使うことができます

会計帳簿・収支報告書作成ソフト

会計帳簿・収支報告書作成ソフトを
ダウンロードする

利用フローを確認する
(操作マニュアルダウンロード)

収支報告書作成ソフト（単独使用）

収支報告書作成ソフト（単独使用）を
ダウンロードする

利用フローを確認する
(操作マニュアルダウンロード)

政治資金 会計帳簿作成ソフト

年	翌年繰越額（現在残高）
令和6年	0

エラーチェック	収支報告書 作成	徴収明細書 ・支出目的書作成	日計表作成	印刷	会計帳簿 データ出力	会計帳簿 データ取込	翌年 データ繰越	用途等報告 書作成	支出基準額設 定
---------	-------------	-------------------	-------	----	---------------	---------------	-------------	--------------	-------------

タート No.	0 政治団体の情報・各種設定	印刷 有無
1	政治団体に関する情報・各種設定	<input type="checkbox"/>

タート No.	1 収入簿	収 入 総 額	前 年 繰 越 額	本 年 収 入 額	印刷 有無
2	1 個人の負担する党費又は会費	0	0	0	<input type="checkbox"/>
3	2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）	0	0	0	<input type="checkbox"/>
4	(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	0	0	<input type="checkbox"/>
5	2の2 政党匿名寄附	0	0	0	<input type="checkbox"/>
—	3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	0	0	
6	(1) 機関紙誌の発行事業	0	0	0	<input type="checkbox"/>
7	(2) 政治資金パーティー開催事業	0	0	0	<input type="checkbox"/>
8	(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	0	0	0	<input type="checkbox"/>

0 政治団体の情報・各種設定

政治団体の名称	ふりがな	やまがたいちらうこうえんかい
	名称	山形一郎後援会

主たる事務所の所在地	所在地	米沢市金池7-1-50
	アパート・マンション・建物名	

代表者		(姓)	(名)
	氏名	置賜	太郎
会計責任者	氏名	山形	一子
	氏名	山形	一子
	電話番号	0238-26-6100	
事務担当者	氏名		
	電話番号		
	氏名		
	電話番号		

注
1
収支報告書提出時点の情報を記載してください

[メニューへ戻る](#)[<前へ](#)[次へ>](#)[選択位置に
行を追加](#)[選択位置の
行を削除](#)[選択位置の
行を複写](#)[選択位置の
収入・支出同額計上](#)[このシートを通し番号
・日付順で並び替え](#)[通り番号
自動採番](#)

1 収入簿

2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				合 計	254,000
--------------------	--	--	--	-----	---------

行番号	摘要 ↑ 上の見出しへ	要 ↓ 下の見出しへ	金額	年 月 日	備 考	通し 番号	寄附金書類 要否	メ モ
1	(1) 個人からの寄附				小 計	254,000		
2	山形一郎	59,000	R6/2/1(木)	米沢市・・・	(会社役員)	1		
3	山形一郎	95,000	R6/6/30(日)	米沢市・・・	(会社役員)	2		
4	置賜次郎	100,000	R6/10/10(木)	米沢市・・・	(会社員)	3	要	
5								
6								
7	(2) 法人その他の団体からの寄附				小 計	0		
8								
9								
10								
11								

[メニュー](#)[団体情報](#)[党費又は会費](#)[寄附](#)[寄附のあつせん](#)[政党匿名寄附](#)[機関紙誌](#)[パーティー開催事業](#)[パーティー内訳\(1\)](#)[パーティーあつせん\(1\)](#)[その他](#)

[メニューへ戻る](#)[<前へ](#)[次へ>](#)[選択位置に
行を追加](#)[選択位置の
行を削除](#)[選択位置の
行を複写](#)[選択位置に
見出しを追加](#)[選択位置の
収入・支出同額計上](#)[このシートを通し
・日付順で並び替](#)

2 支出簿

2 政治活動費		金額		政 党 (支 部 充)	交 付 金 額
		合 計	150,000	0	
③ 機関紙誌の発行事業費		小 計	150,000	0	
摘要	要 金 額	年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団 体 に あ つ て は 、 そ の 名 称)	備 支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団 体 に あ つ て は 、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地)	
↑ 上の見出しへ	↓ 下の見出しへ	政 党 (支 部 充)	交 付 金 額	政 党 (支 部 充)	交 付 金 額
パンフレット作製費		(小 計)	150,000	0	
パンフレット作製費	150,000		R6/11/20(水)	△印刷(株)	米沢市・・・

政治資金 会計帳簿作成ソフト

年	翌年繰越額（現在残高）
令和6年	45,000

エラー チェック

収支報告書
作成収支明細書
・支出目的書作成

日計表作成

印刷

会計帳簿
データ出力会計帳簿
データ取込翌年
データ繰越使途等報告
書作成支出基準額設
定シート
No.

0 政治団体の情報・各種設定

1 政治団体に関する情報・各種設定

シート
No.

1 収入簿

2 1 個人の負担する党費又は会費

3 2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）

4 （寄附のうち寄附のあっせんによるもの）

5 2の2 政党匿名寄附

6 3 機関紙誌の発行その他の事業による収入

7 (1) 機関紙誌の発行事業

エラー チェック



エラー チェックが完了しました

エラーはありません。

OK

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

収支報告書作成



収支報告書の作成が完了しました。

宣誓日を入力してください。（訂正申請を行う際は、訂正前の初版登録時と同じ日を設定してください。）

OK

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

(宣誓日)

会計帳簿・収支報告書作成ソフト

会計帳簿・収支報告書作成ソフトを
ダウンロードする

利用フローを確認する
(操作マニュアルダウンロード)

収支報告書作成ソフト（単独使用）

収支報告書作成ソフト（単独使用）を
ダウンロードする

利用フローを確認する
(操作マニュアルダウンロード)

收支報告書

年分
(
開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称 山形一郎後援会

2 主たる事務所の所在地 米沢市金池7-1-50

(アパート・マンション・建物名)

3 代表者の氏名 (姓) 山形 (名) 一郎

4 会計責任者の氏名 (姓) 山形 (名) 一子

事務担当者の氏名

(姓) 山形 (名) 一子

(電話) 0328-26-6100

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	部
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	体
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
(選舉・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 (姓)	(名)
の 氏 名	
公職の種類	
(選舉・候補者の別)	
公職の候補者 (姓)	(名)

シートNo.1

(その1)

メニューに戻る

当シートのみ印刷

年分
開催分)

收支報告書

(ふりがな)

1 政治団体の名称 山形一郎後援会

2 主たる事務所の所在地 米沢市金池7-1-50

(アパート・マンション・建物名)

3 代表者の氏名 (姓) 山形 (名) 一郎

4 会計責任者の氏名 (姓) 山形 (名) 一子

事務担当者の氏名

(姓) 山形 (名) 一子

(電話) 0328-26-6100

(電話)

(電話)

◀ ▶ ...

その1 その2 その3 その4 その5 その6 その7(1) その7(2) その7(3) その8(1) その8(2) その8(3) その9

政治団体の区分			
<input type="checkbox"/> 政	党	部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政	政	支	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政	治	金	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政	治	团	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

項目チェック



エラーが見つかりました。エラーとなったシートを開き、入力内容を確認してください。
エラー箇所へ遷移しますか？

エラーとなっている箇所（ピンク色の箇所）にマウスカーソルを合わせると、エラーの内容が表示されます。

OK

キャンセル

公職の候補者 (姓) (名)

政治資金収支報告書、各種届出を
インターネット上でいつでも簡単に
提出できます。

ご利用開始までの流れ >

オンラインで利用申請 >

書面で利用申請 >

国會議員関係政治団体は収支報告書のオンライン提出に努める義務があります。
(政治資金規正法第19条の15の規定)



トップページ

はじめての方へ

収支報告書等
作成ソフト

電子署名

お知らせ

よくある質問

オンラインシステム
操作マニュアル

ご利用動画

5 収支報告書の記載について

政治団体の手引き（54ページ～）

収支報告書の書き方について、具体的に説明しています

山形県公式YouTubeチャンネル「やまがたchannel」において
「政治資金収支報告書の記載方法」 動画掲載中



やまがたChannel



【県公式】やまがたChannel

@yamagatakoho · チャンネル登録者数 5210人 · 1219 本の動画

山形の四季の魅力や旬な情報を分かりやすく、タイムリーにお伝えします。...さらに表示

pref.yamagata.jp、他 3 件のリンク

チャンネル登録

ホーム 動画 ショート ライブ 再生リスト

Q 収支報告書

6 お問い合わせ

収支報告書の作成や、政治団体の届出にあたり
ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

**山形県選挙管理員会
置賜地方事務局
(置賜総合支庁総務課内)**

**米沢市金池7丁目1-50
TEL:0238-26-6006
FAX : 0238-24-1402**
